

借受物品名「ガスクロマトグラフ質量分析装置」に関する質問について以下のとおり回答致します。

質問	回答
<p>1. 契約書第2項について</p> <p>本件の予算措置は長期継続契約かと思われませんが、受注者の責に因らず、予算の都合等に因り契約解除に至った際には、損害賠償（残リース相当額）について協議いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>2. 仕様書第6項(8)について</p> <p>「受託者は、発注者が受注者に対して本借受物品の再リース又は買取りに係る協議を申し出たときは、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第55条の規定に基づき、発注者との協議に誠実に応じるもとする。」との記載がありますが、協議に応じた上で、規定価格（契約月額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（本体価格）／リース料率×100分の5もしくは本体価格×2のいずれか低い方）の上限を超えてしまう場合は、賃貸借物件を返還いただけるということでしょうか。</p>	<p>協議の結果、買取りの契約が出来なかった場合は、返還又は再リースの協議をさせていただきます。</p>
<p>3. 2. の協議の結果、やむを得ず返還いただくとなった場合、それに伴い今後受注者が参加資格停止や、他入札における指名停止等の措置を受けることはありますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>